

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う ガス料金の取り扱いについて（追加対応 8月検針分）

袋井ガス株式会社（代表取締役豊田富士雄）は、3月25日に「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うガス料金の取り扱いについて」を発表して以降、継続的に追加対応をしてまいりましたが、この度 対象の料金を以下の通り拡大することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象のお客さま

袋井ガスの都市ガス・プロパンガスをご利用いただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸し付けを受けたお客さま

2. 対象の料金

2月～3月検針分（お支払い期限が3月25日以降のもの）、4月～7月検針分に加え、8月検針分も対象とします。

3. 延長期間

お支払い期限から1カ月間

4. 方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります。袋井ガス業務グループでお申し出をお受けいたします。

【電話】 0538-42-8410

【FAX】 0538-43-4464

以上